

○東海大学医学部付属病院病院長候補者の選考規程

(制定 2018年6月1日)

改訂 2020年4月1日

(趣旨)

第1条 本規程は、「東海大学医学部付属4病院における病院長及び副院長の選任規程」(以下「選任規程」という。)に基づき、特定機能病院である医学部付属病院（以下「付属病院」という。）の病院長候補者の選考に關し、必要な事項を定める。

(病院長候補者の要件)

第2条 病院長候補者は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 病院長就任時点において、原則として定年まで3年以上の在職期間がある東海大学医学部医学科の専任教授（臨床教授を含まない）であること。
- (2) 医療法施行規則第6条の3第1項第7号に規定された医療に係る安全管理の業務のうち、次のアからカに掲げるいずれかの経験を有すること。
 - ア 医療安全管理責任者の業務
 - イ 医薬品安全管理責任者の業務
 - ウ 医療機器安全管理責任者の業務
 - エ 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - オ 医療安全管理部門における業務
 - カ その他上記に準ずる業務
- (3) 付属病院又はその他の組織の管理者としての経験、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質、能力及び経験を有すること。

(病院長候補者の選考時期)

第3条 選任規程第2条の定めにより病院長を選任する場合は、次の各号に定める時期において、病院長候補者選考委員会を開催し、病院長候補者を選考する。

- (1) 病院長の任期が満了する場合 任期満了の3か月以前の時期
- (2) 病院長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長（以下「理事長」という。）が受理した場合 受理した日以降の1か月以内
- (3) 病院長が欠けた場合 事由発生日以降の1か月以内

(選考委員会)

第4条 理事長は、病院長候補者の選考に当たり、医学部付属病院病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に定める者をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 委員長 医学部長
- (2) 学内委員 次のアからオに定める者のうち、2名以上
 - ア 伊勢原校舎・付属病院本部長
 - イ 医学部医学科各学系長
 - ウ 付属病院を除く各病院長
 - エ 付属病院に勤務する各副院長並びに事務部長及び看護部長
 - オ その他、委員長が必要と認める者

- (3) 学外委員 学校法人東海大学と利害関係のない外部有識者 2名
3 前項の委員が選考対象者となる場合は、委員となることができない。
4 選考委員会の事務は、伊勢原経営企画室が行う。

(選考委員会の招集及び成立要件等)

- 第5条 選考委員会は、委員長が議長となり、第3条に定める時期に招集する。
2 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状による出席及び議決は、無効とする。
3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員の公表)

- 第6条 第4条第2項に定める選考委員会の名簿を作成し、各委員の職名、経歴及び選定理由を付して、病院長候補者を公募する際、学内外へ公表する。

(病院長候補者の選考方法)

- 第7条 病院長候補者は、原則として医学部付属4病院内において公募する。
2 選考委員会は、所定の提出書類を審査し、必要に応じて応募者との面談を行う。
3 選考委員会は、応募者を審査し、その審査結果を理事長に報告する。
4 理事長は、選考委員会の審査結果を学校法人東海大学理事会に付議する。
5 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容を審議する。
6 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容に疑義がある場合には、選考委員会委員長に確認して、必要に応じて選考委員会に再検討を求める。
7 その他選考に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、病院運営会議及び病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

- 第9条 この規程に定める事務は、伊勢原経営企画室が行う。

付 則 (2018年6月1日)

この規程は、2018年6月1日から施行する。

付 則 (2020年4月1日)

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
2 この規程の改訂に伴い、「東海大学医学部付属病院病院長候補者の選考内規(2018年6月1日制定)」を2020年3月31日付で廃止する。